

令和元年度

大津町普通会計決算状況調

（ 地方公共団体の財政の健全化法に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の報告 ）

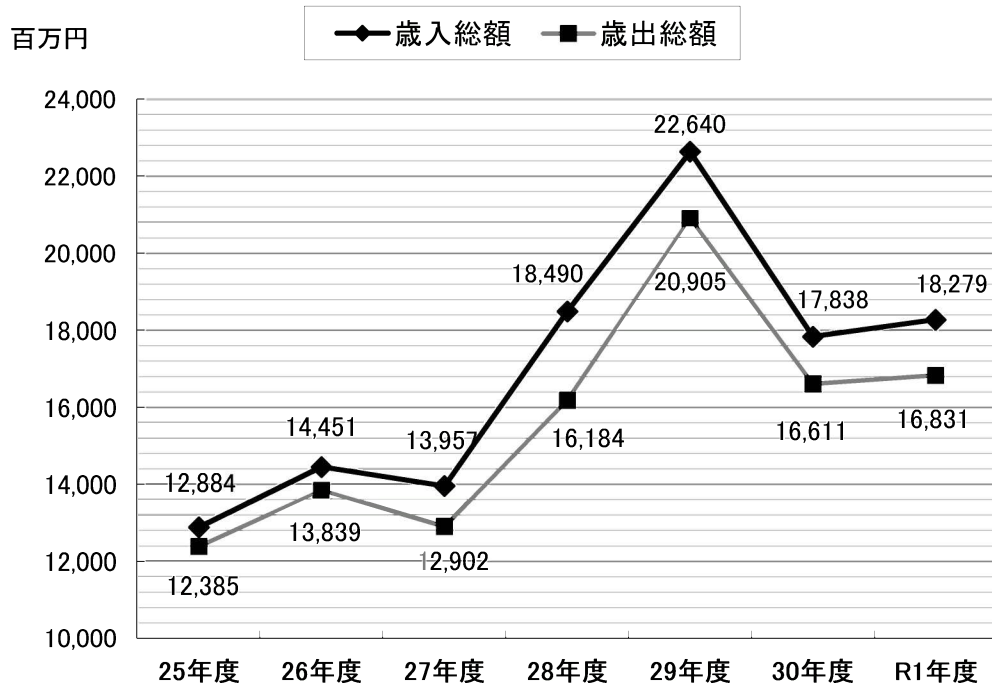
(目 次)

1. 収支の結果	P 1
2. 歳入の状況	P 3
3. 歳出の状況	
① 目的別決算	P 5
② 性質別決算	P 6
4. 町債と基金	
① 町債の状況	P 7
② 基金の状況	P 9
5. 財政指標 I	
① 経常収支比率	P 10
② 公債費比率	P 11
③ 公債費負担比率	P 11
④ 財政力指数	P 12
6. 財政指数 II	
① 実質赤字比率	P 13
② 連結実質赤字比率	P 13
③ 実質公債比率	P 13
④ 将来負担比率	P 14
⑤ 資金不足比率	P 14
7. 類似団体等の指数	P 15

1 収支の結果

令和元年度の普通会計の決算は、歳入が182億7千877万3千円で、平成30年度の178億3千821万4千円に比べ、4億4千55万9千円の増、率にして2.5%の増となっています。歳出の決算額は、168億3千80万8千円で、平成30年度の166億1千105万8千円に比べ、2億1千975万円の増、率にして1.3%の増となっています。

* 普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計（国民健康保険特別会計や下水道特別会計など）以外の会計をひとまとめにしたものです。個々の地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。大津町の場合は、一般会計と大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計を合わせた会計になります。



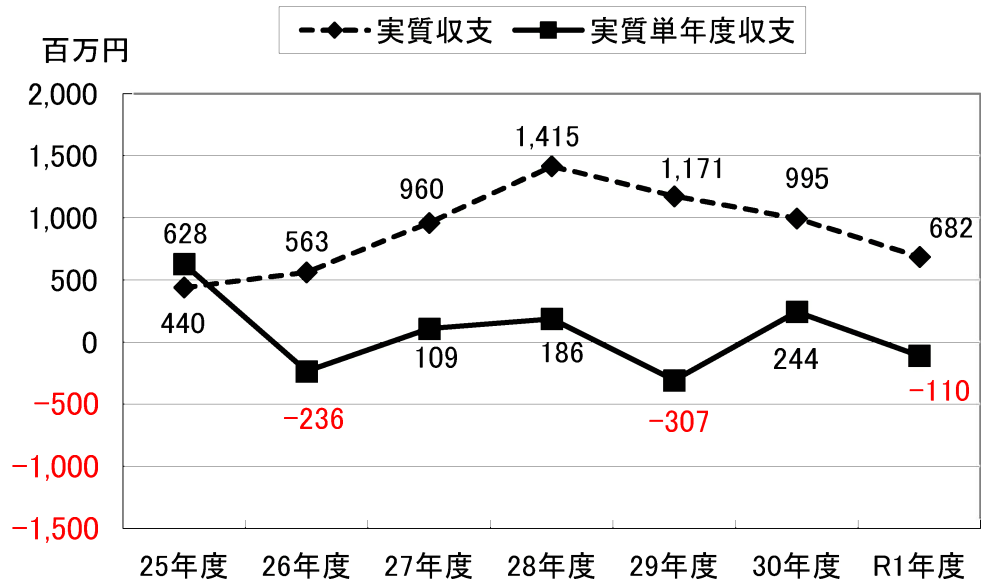
歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、14億4千796万5千円の黒字となりました。形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源7億6千626万1千円を差引いた実質収支は、6億8千170万4千円の黒字となっています。実質収支は、当該年度の地方公共団体の純剰余又は純損失を意味します。実質収支の赤字は、財政健全性維持のためには絶対に避けなければならない、ほ

とんどの団体は黒字となっています。この実質収支から前年度の実質収支を差引いたものが単年度収支で、令和元年度は3億1千366万1千円の赤字となっています。

実質収支の構成要素である歳出の中には、基金への積立や後年度の債務を繰り上げて償還するといった実質的には黒字要素となるものがあり、また、歳入の中には、過去に積立てた基金を取り崩すといった赤字的な要素が含まれています。そこでこういった要素を取り除いた場合に、単年度では収支が実質的にどうなのかを表したものが実質単年度収支であります。令和元年度は、形式収支は増額となったものの、繰越事業の増により、実質収支が前年と比較し減額となったことや、基金の取崩し額の増などが影響し、平成30年度の2億4千358万円の黒字から、1億1千28万7千円の赤字となりました。

単位：千円

区 分	令和元年度	30年度	29年度
歳入総額 (A)	18,278,773	17,838,214	22,639,725
歳出総額 (B)	16,830,808	16,611,058	20,905,476
歳入歳出差引(形式収支) (A)－(B) (C)	1,447,965	1,227,156	1,734,249
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	766,261	231,791	563,048
実質収支 (C)－(D) (E)	681,704	995,365	1,171,201
単年度収支 (F)	△313,661	△175,836	△243,888
積立金 (G)	473,374	619,416	736,554
繰上償還 (H)	0	0	0
積立金取崩し額 (I)	270,000	200,000	800,000
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)－(I) (J)	△110,287	243,580	△307,334



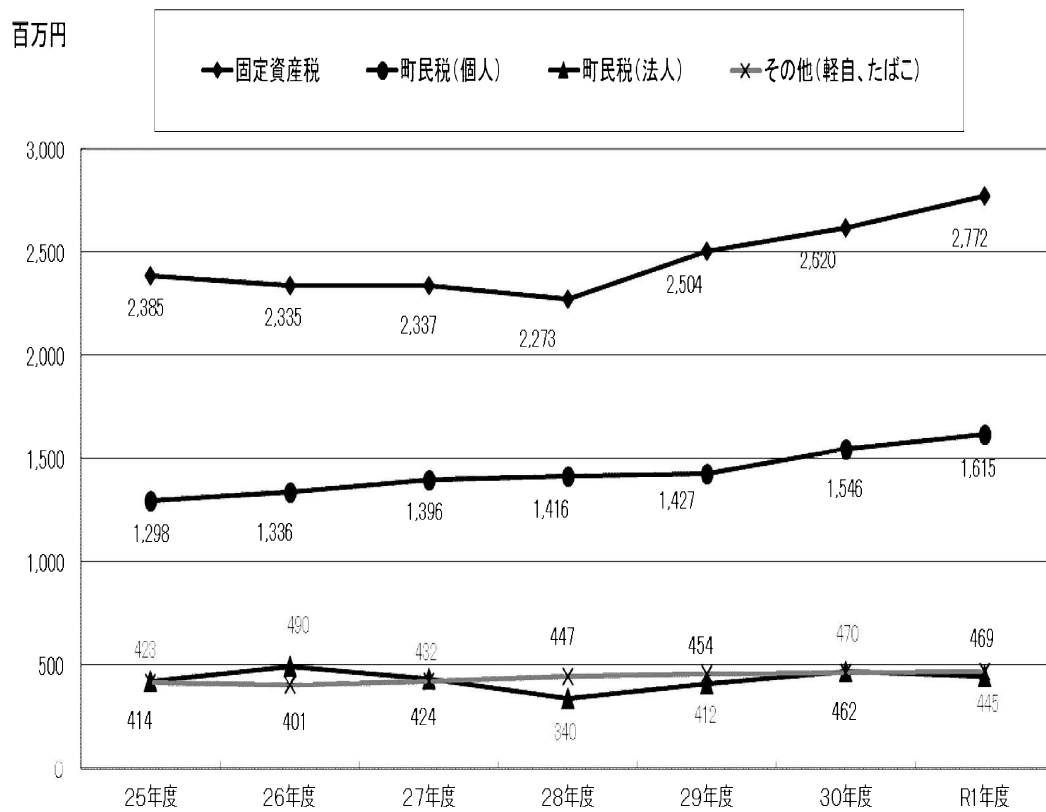
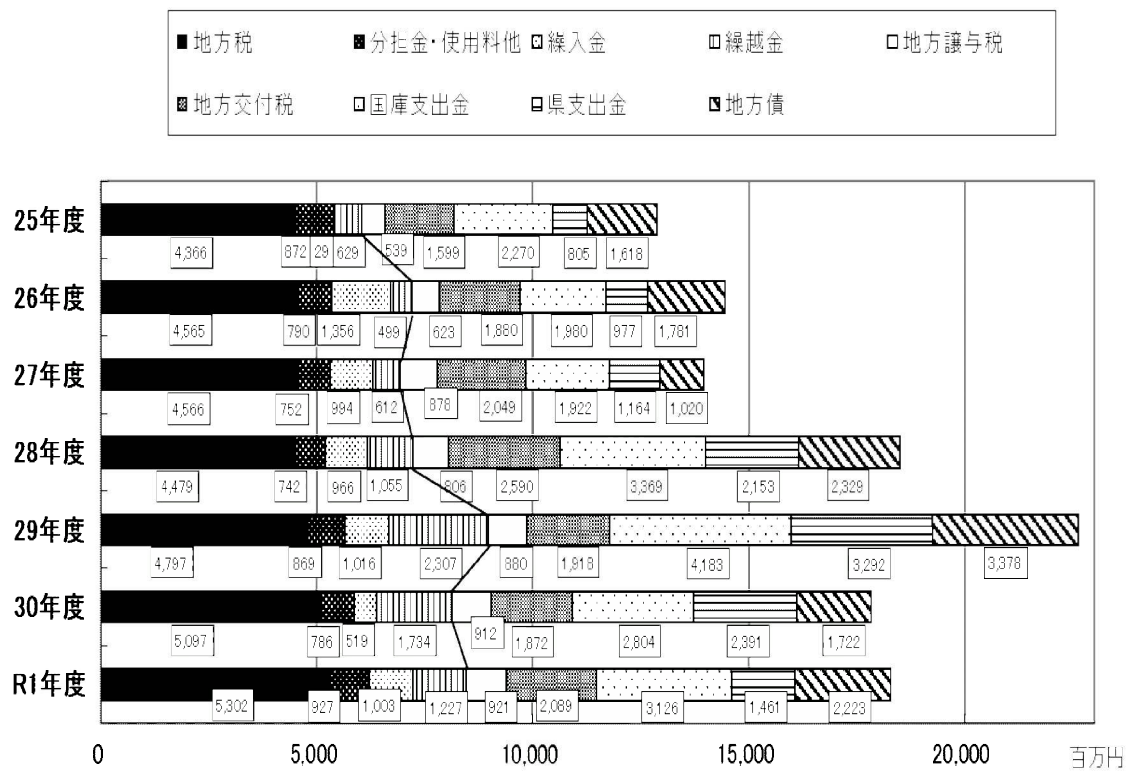
2 歳入の状況

大津町の収入の約29.0%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。

町税総額は53億2百万円で、昨年より4.0%増、2億4百万円の増額となっています。内訳では、住民税の個人町民税は16億1千5百万円で、4.5%の増、6千9百万円の増額となっています。法人町民税は、4億4千5百万円で、5.2%減、2千5百万円の減額となっています。固定資産税は27億7千万円で、5.8%増、1億5千2百万円の増となっています（熊本地震による家屋の建替えや、宅地造成、企業の工場増設などの影響による増）。

自主財源は歳入全体の46.3%、84億5千9百万円となっています。前年度比4.0%（3億2千2百万）の増で、要因としては、町税の増に加え、新庁舎建設に係る基金など、繰入金全体で10億3百万円（前年比4億8千4百万円の増）となったことが影響したものです。

依存財源は全体の53.7%、98億2千万円で、前年度比1.2%（1億1千8百万円）の増額となっています。被災農業者向け経営体育成支援事業の完了などにより県補助金が38.9%（9億3千万円）の減となったものの、新庁舎建設開始などによる地方債が29.1%（5億1百万円）の増、被災宅地復旧事業（拡充事業）などに係る特別交付税が75.2%（3億3千6百万円）の増、幼児教育無償化臨時交付金を含めた地方特例交付金が193.4%（7千1百万円）の増となるなど、増額の要因が多かったことが影響しています。

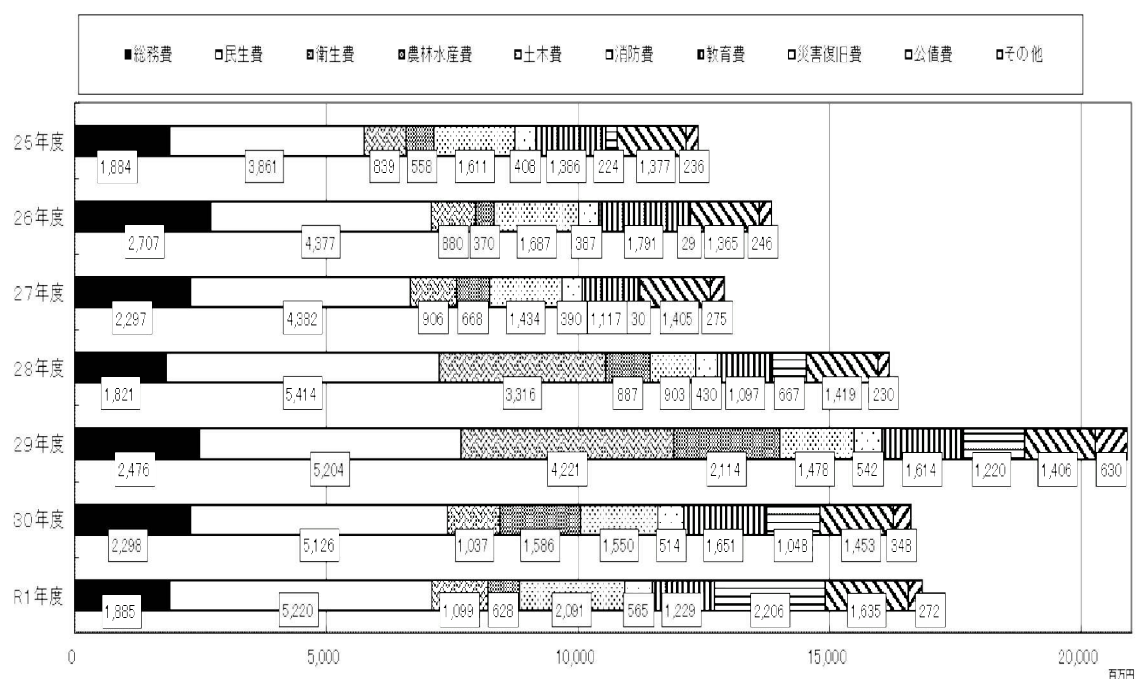


3 歳出の状況

① 目的別決算

地方公共団体の経費を、その行政目的の用途によって分類したものを、目的別分類と言います。

議会費は議員研修に係る費用弁償の減などにより1.8%(2百万円)の減、総務費は、平成30年度に熊本地震災害廃棄物処理基金補助金(1億7百万円)を、減災基金に積み立てた分の減額要因の他、庁舎建設基金積立金が2億4千万円の減額、繰越金の減による財政調整基金積立が1億4千6百万円の減額となったことなどが影響し、18.0%(4億1千3百万円)の減となっています。民生費は、熊本地震に伴う住宅応急修理業務委託などが減額となったものの、大津小学校校区学童保育施設建設事業の増額が影響し、全体で1.8%(9千5百万円)の増額となっています。衛生費は、菊池環境保全組合への負担金の増額が影響し、6.0%(6千2百万円)の増額となりました。労働費は、需要費等の増により0.9%の増、農林水産業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の完了による減額が影響し、60.4%(9億5千9百万円)の大幅な減額となっています。商工費は、大津町工場等振興奨励基金積立の減額により、31.3%(7千4百万円)の減、土木費は、災害公営住宅建設事業の増加が影響し、34.9%(5億4千1百万円)の増額となっています。消防費については、菊池広域連合消防本部負担金の増に加え、瀬田地区避難所建設事業や、運動公園防災倉庫建設事業などを行ったことにより、10.1%(5千2百万円)の増となっています。教育費は、大津小学校及び大津北中学校増築設計委託などの増額もありましたが、室小学校増築工事や、学校給食センター増築工事、また、増築工事に係る代替用給食提供業務委託などの減が影響し、25.6%(4億2千3百万円)の減となっています。災害復旧費は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の完了に伴う減に対し、新庁舎建設事業に係る工事請負費の増が大きく影響し、110.5%(11億5千8百万円)の大幅な増額となっています。

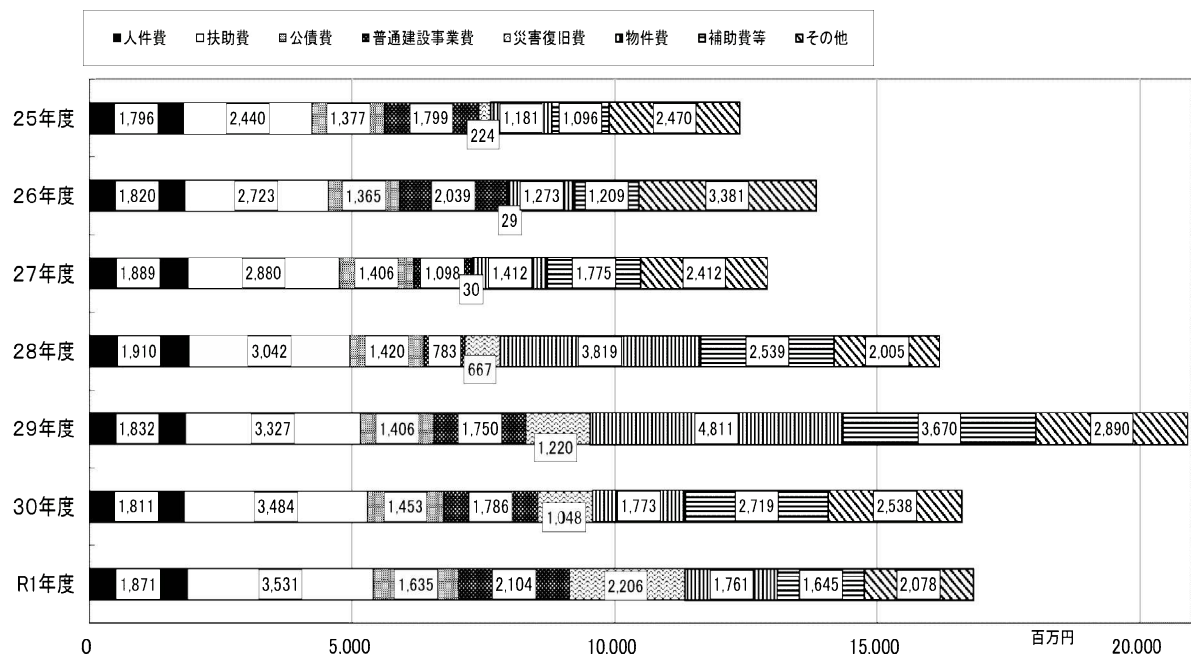


②性質別決算

地方公共団体の経費を、経済的性質を基準として分類したものが、性質別分類です。法令上またはその性質上支出を義務付けられている経費を義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、道路の整備や学校の建設など行政水準の向上に直接寄与する経費、いわゆるハードの整備に要する経費を投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）、それ以外の経費（物件費、補助費等、繰出金など）に分類されます。義務的経費や経常的経費が歳出に占める割合が高くなれば財政が硬直化し、健全性・弾力性が失われてくることになります。

義務的経費は、全体で70億3千7百万円、4.3%（2億8千9百万円）の増となっています。このうち扶助費では、保育所関連の施設型給付費・地域型保育給付費や、障害児支援事業の増などにより、1.3%（4千7百万円）の増となっています。公債費は平成29年度に借入れを行った災害対策債などに係る元金償還が開始されたことにより、12.5%（1億8千2百万円）の増となっています。人件費では、職員数の増などに伴い、給料の0.6%（4百万円）の増に加え、退職金が6.4%（1千万円）の増、更に参議院議員及び県議会議員選挙などによる、時間外勤務手当の80.1%（2千1百万円）増などが影響し、人件費全体で3.3%（6千万円）の増となっています。投資的経費のうち、普通建設事業は、学校給食センター増築事業や指定避難所等防災標識設置工事など、単独事業に係る減額に対し、補助事業である、町道美咲野大津線の橋梁架替事業、災害公営住宅建設事業などの増額が影響し、全体17.8%（3億1千7百万円）増となっています。また、災害復旧事業は、新庁舎建設事業の工事費の増額が大きく影響しまして、110.5%（11億

5千8百万円)の大幅な増となりました。投資的経費全体では52.0%(14億7千5百万円)の増となっています。その他の経費は、物件費が給食センター増築事業に係る代替用給食提供業務委託等の減額により0.6%(1千1百万円)の減、補助費については、被災農業者向経営体育成支援事業の完了などにより39.5%(10億7千4百万円)の大幅減、積立金についても、庁舎建設基金や、財政調整基金積立金の減などにより40.8%(4億2千3百万円)の減となり、全体では22.0%(15億4千5百万円)の減となっています。



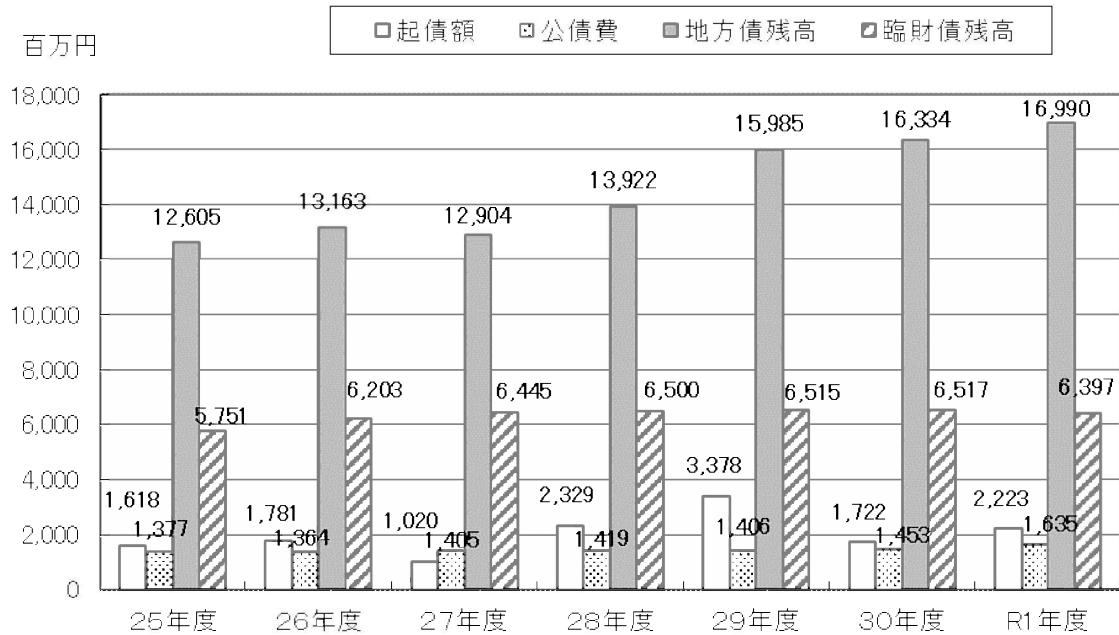
4. 町債と基金

① 町債の状況

町では、道路の建設や改良、学校や体育館の建設などの大きな事業を行うときに、一時的に多額の費用が必要になることから、町債を発行し、お金を借りて事業を実施しています。町債は、返すときに町の財政を圧迫するという負の側面がありますが、その一方で、町債の償還費用に後年度の税収入などを充てるため、現役世代と将来便益を受けることになる後世代との負担の公正化を図ることができるという利点もあります。しかし、町債の過剰な発行は、将来の町民の皆さんに過重な負担を強いることにもなりますし、財政運営上も償還経費が課題となり財政運営に支障が生じるため、町債の残高や公債費の状況を注視しつつ町債を発行していく必要があります。

令和元年度末の町債残高は169億9千万円、前年度比6億5千6百万円の増額となっています。これは、熊本地震における、新庁舎建設事業や、災害公営住宅建設事業に係る地方債の発行が大きな要因です。なお、臨時財政対策債

の令和元年度末残高が63億9千7百万円となり、町債残高の37.7%を占めています。今後、令和3年度までは、新庁舎建設事業など、熊本地震に係る地方債の発行が続くことが見込まれます。これに加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、自然災害の規模拡大など、安定的な財政運営に影響がある要因も発生していますので、引き続き、計画的な起債の借入れが必要であると考えます。

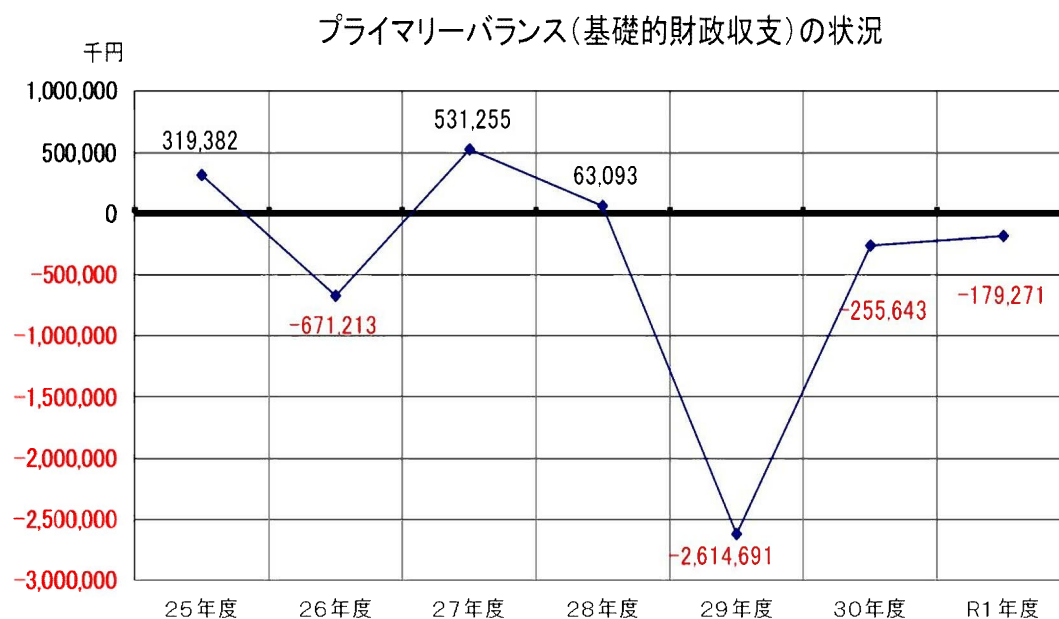


※プライマリーバランス（基礎的財政収支）

収入から町債の発行額を除き、支出から町債の元利償還金を除いた財政収支のバランスのことをプライマリーバランス（基礎的財政収支）といいます。

また、新地方公会計制度では、町債に関係する収入・支出以外に歳計現金と同様に財政調整基金と減債基金の取り崩し（収入）・積立（支出）、前年度繰越金（収入）を分析から除きます。このプライマリーバランスが零又は黒字なら、借金に頼らずに政策的経費の財源が確保されるということになります。現在の政策的経費の財源を起債や基金に頼らず、現在の税収等によって財源を確保するという財政秩序を守るための指標として、また、町の財政の中長期的な持続可能性を確保するための指標としても非常に重要で、プライマリーバランスの均衡を意識した財政運営をしていくことが大切であります。

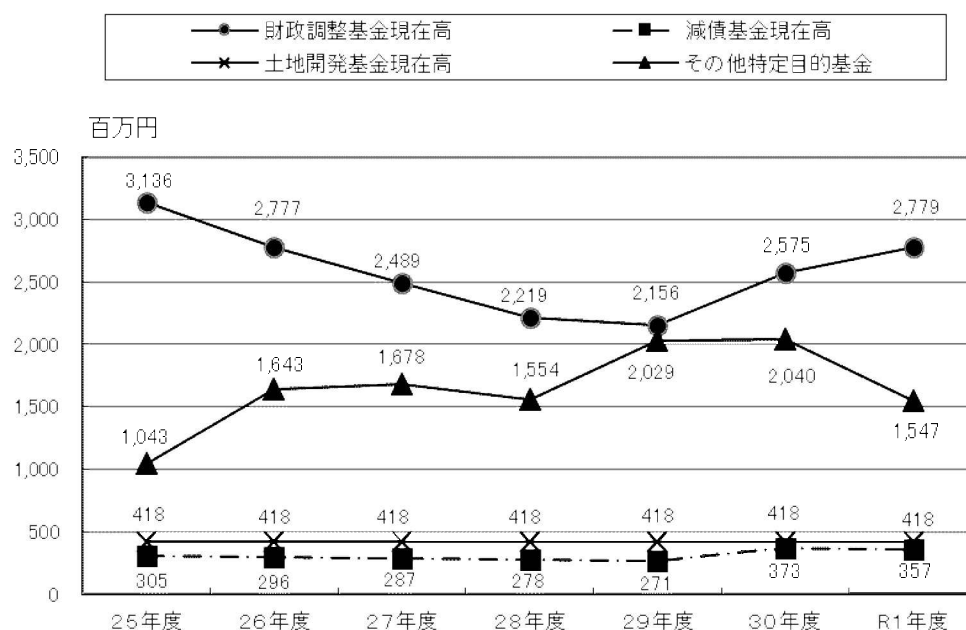
令和元年度のプライマリーバランスは1億7千9百万円の赤字となっています。平成30年度の2億5千6百万円の赤字と比較すると、やや改善される結果となりました。要因としては、地方債発行の増額や、財政調整基金等の積立金の減少はあったものの、税収増などによる歳入総額の増が大きく影響しています。



②基金の状況

基金とは、いわば町の「貯金」のようなもので、特定の目的のために積み立てています。したがって、基金を取り崩すときは、その目的以外には使うことができません。ただし、財政調整基金については、年度間の財源の偏りを調整するために設置されている基金であり、その用途は限定されていないため、緊急時や将来の財源不足に使うことができます。

令和元年度末の基金の総額は51億1百万円で、前年度より3億5百万円の減額となっています。財政調整基金は2億7千万円の取崩しを行いました、繰越分として4億7千3百万円の積立を行った為、2億3百万円の増額となっています。また、特定目的基金については、公共施設整備基金からの取崩し(2億6千万円)に加え、新庁舎建設事業の本格化に伴い、庁舎建設基金からの取崩し(3億3千6百万円)を行っています。

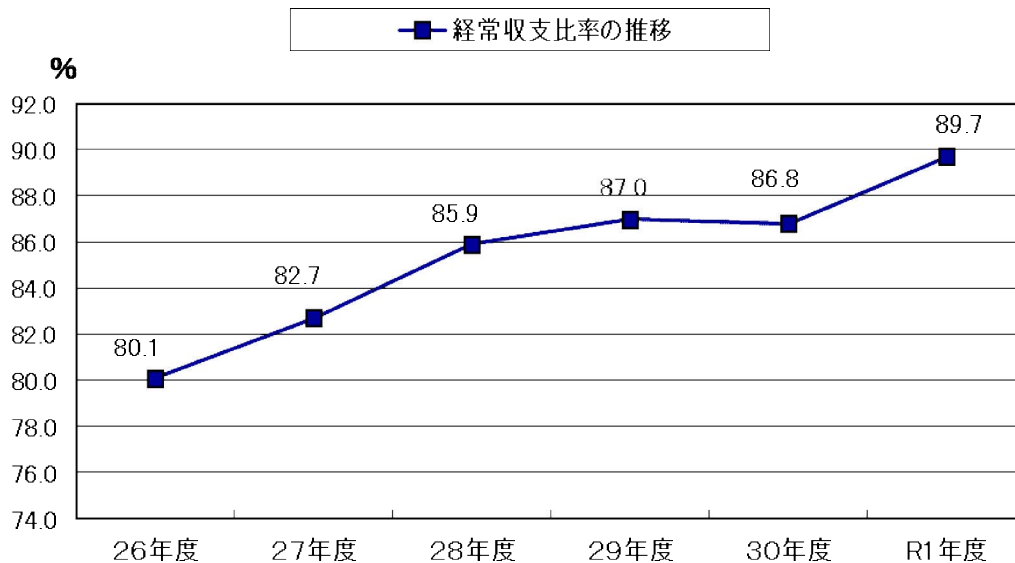


5. 財政指標・・・I

①経常収支比率

財政構造の弾力性を示す比率として使われるのが経常収支比率です。この比率は、いわゆる自治体のエンゲル係数のようなもので、人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、町税、普通交付税、地方譲与税など経常的な一般財源（用途を特定されていない財源）がどの程度充当されているかを示す数値です。経常経費に充当した経常一般財源に残りが多いほど、道路の建設などの臨時の財政需要（事業）に対して対応できることになり、これが財政構造に弾力性があることになります。

一般的には都市では80%、町村では75%程度が妥当とされています。平成30年度の86.8%から、令和元年度は89.7%と2.9%増加しています。分母となる経常一般財源等は、臨時財政対策債の減額はあったものの、個人住民税や固定資産税などの地方税の伸びが影響し、総額で1千3百万円の増額となりました。分子となる経常経費を充当した一般財源については、扶助費や一部事務組合への負担金、小中学校に整備した電子黒板等の使用料などの増が影響し、全体で2億4千円の増額となりました。分母、分子ともに増額となりましたが、分子の増加率が大きかったため、経常収支比率が増加となりました。



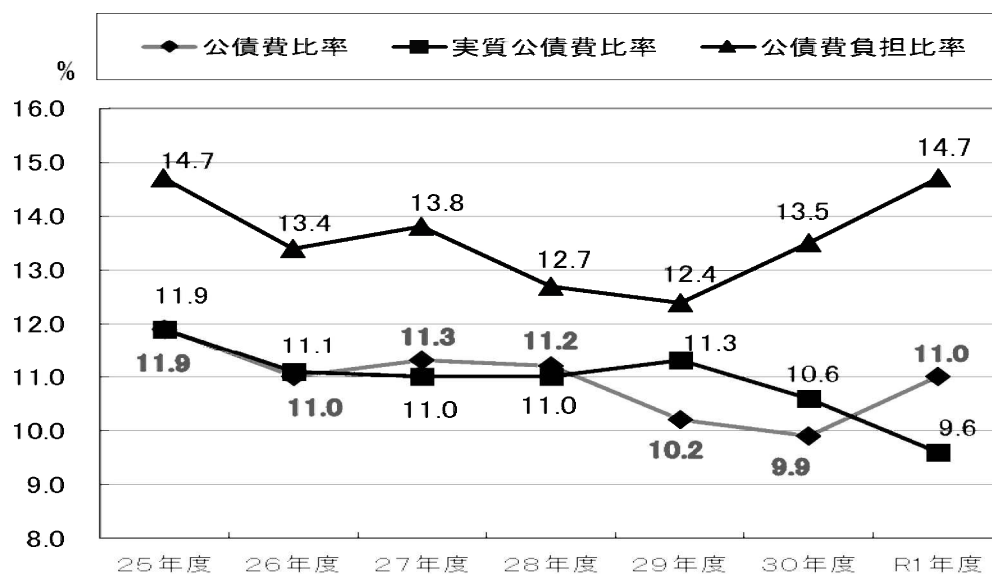
② 公債費比率

公債費比率とは財政構造の弾力性を示す指標のひとつで、公債費（町債の元利償還金）に充てられる一般財源の額が標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるとする一般財源の総額）に占める割合を表す比率です。通常この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

令和元年度は、分子の要因である町債の元利償還金の増により、公債費比率は11.0%（前年度比1.1%増）となっています。

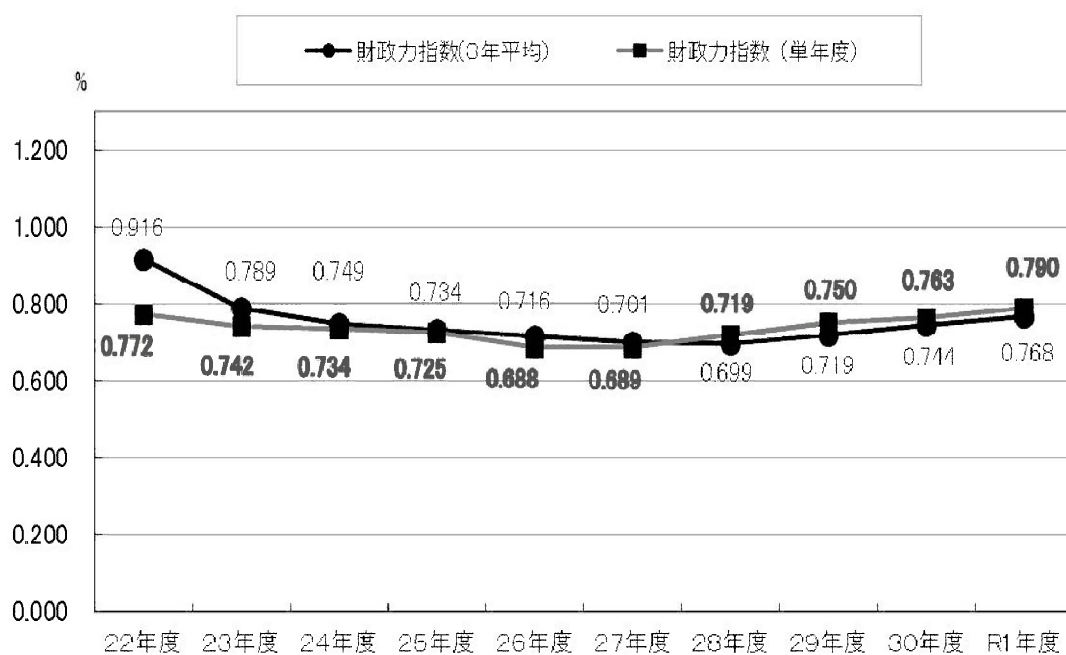
③ 公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率です。率が高いほど一般財源の用途の自由度を制約することになり、財政運営の硬直性の高まりを示すこととなります。15%以下が望ましいといわれており、平成30年度は13.5%でしたが、令和元年度は14.7%となっています。地方税などの増により、一般財源総額は増加しましたが、熊本地震による地方債の元利償還金の増加が影響しまして、公債費負担比率が増となりました。



④ 財政力指数

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるかを示すものです。平成17年度から4年間続けて不交付団体になりましたが、平成21年度からは経済不況の影響をうけ、法人税が大きく減収となり、普通交付税の交付団体となっています。令和元年度の財政力指数は単年度で0.790となり、3年間の平均値は0.768となりました。



6. 財政指標・・・Ⅱ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)が公布され、平成20年度(平成19年度決算の数値)から、4つの指標・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率について算定をし、公表することになりました。

また、公営企業については資金不足比率を公表することとしています。

それぞれの指数に応じて、早期健全化計画の策定を求めて、自主的な改善努力による早期健全化基準の段階と、財政再生計画の策定をし、国等の関与に確実な再生を図る財政再生基準の二つの段階に分かれています。前年度決算に基づく指標の公表と、それぞれの基準を上回った場合は財政計画等の策定が義務付けられるものであります。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいいます。早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%で、財政再生基準については、市町村は20%、都道府県は5%となっています。大津町は実質黒字となっています。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。

早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25～20%、都道府県は8.75%で、財政再生基準については、経過的な基準により市町村は30%、都道府県は15%となっています。連結比率についても全会計実質黒字となっています。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(一般会計等から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるものや一部事務組合への負担金や補助金のうち組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの)の標準財政規模に対する比率です。

早期健全化基準は、市町村・都道府県とも現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%で、財政再生基準については、市町村・都道府県とも現行で公共事業等の許可が制限される基準とされている35%となっています。令和元年度の実質公債費比率は3ヵ年平均で9.6%となっています。

④ 将来負担比率

一般会計等が地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率です。

市町村350%、都道府県・政令市400%が早期健全化の基準です。一般会計に加えて、公営企業等への繰入見込額や広域連合への負担見込額、退職手当の負担見込み額を将来負担すべき負債として算出されます。

令和元年度も前年度に引き続き、将来負担比率はありません。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。

20%が公営企業ごとの早期健全化基準となっています。大津町は公共下水道、農業集落排水、工業用水道の各会計とも資金不足額はありません。

実質赤字比率 ①	連結実質赤字比率 ②	実質公債費比率 ③	将来負担比率 ④	資金不足比率 ⑤
— (13.75)	— (18.75)	9.6 (25.0)	— (350.0)	—

*カッコ内は大津町の早期健全化基準です。表示単位未満は四捨五入しています。

7 各種指標の比較

※大津町以外は30年度指標

	実質収支比率	経常収支比率	実質公債費比率	公債費負担比率	将来負担比率	財政力指数
大津町	8.5	89.7	9.6	14.7	－	0.768
菊陽町	6.6	93.1	7.9	11.1	－	0.96
益城町	3.5	93.8	8.1	8.0	21.4	0.56
合志市	9.2	87.8	5.2	10.8	－	0.67
菊池市	0.9	94.4	9.5	17.2	－	0.44
熊本市	3.4	90.0	7.7	13.2	116.6	0.71
県町村平均	9.2	91.6	7.2	12.6	52.8	0.33
全国町村平均	7.1	88.6	7.5	13.3	53.9	0.40
類似団体	6.1	87.9	6.7	11.3	11.4	0.70
	実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が高いことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。市町村では75%を上回らないことが望ましいとされる。	起債制限に替わり、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。過去3カ年の平均値で示す指数である。特別会計への地方債負担を含む。18%を超えると許可制となる。25%以上の団体は単独事業の起債が制限され、さらには35%以上は公共事業債も制限される。	公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。	一般会計等が地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村350%、都道府県・政令市400%が早期健全化の基準です。	当該団体の財政力（体力）を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で示す指数である。

市町村の類型	類型は、市町村の様態を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」より設定している。大津町は町村を5種類に分けた中のV（人口20,000人以上）の1（産業構造の第2次・3次80%以上で、かつ3次60%未満）に分類される。該当自治体数49団体（V-1）。
--------	--